

【参考資料 2】

○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

昭和 3 1 年 1 0 月 3 日
条例第 6 号

（目的）

第 1 条 この条例は、法律又はこれに基づく条例で別に定めるもののほか、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2 の規定に基づき、特別職の職員で非常勤の者（以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償に関して定めることを目的とする。

（報酬）

第 2 条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 常勤の職員が別表に掲げる職を兼ねるときは、その兼ねる職に対する報酬は支給しないものとする。

別表（第 2 条関係）

区分		報酬額	
上記以外の法令又は条例等で定める委員会及び審議会等	会長	日 額	10,200円
	委員長		
	委員	日 額	8,600円